

みんなので支える介護保険

超高齢社会と介護保険制度

現在の日本は、5人に1人が高齢者で超高齢社会と呼ばれています。高齢者とは65歳以上の人をいい、人口に占める高齢者の割合によつて、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と一般的にいわれています。

日本は世界でも類のないスピードで高齢化が進行しており、2030年には3人に1人が高齢者という時代の到来が予想されています。

○高齢化率



高齢化の問題点とは？

結婚する人が減り、また、子どもの出生数が減ったことや、医療の発達により平均寿命が延びたことで高齢化率は上昇してきました。また、かつては3世代が同居することが一般的で、家族で介護をしていた時代もありましたが、核家族化が進んだことで、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、安否確認などの問題や健康面、生活面で不安を感じている高齢者が増えています。

介護保険制度とは？

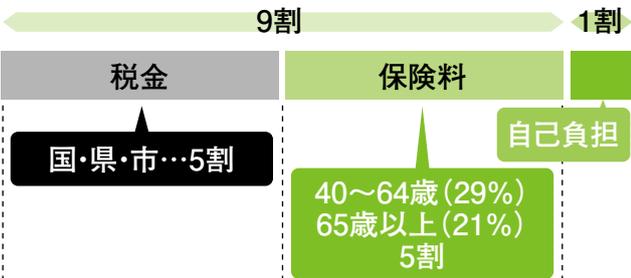
高齢による老化や病気で身体機能が衰え、自分で身の回りのことを行うことが不自由になった場合、介護保険制度を利用することで食事や入浴、排泄、着替えなど生活の世話や手伝いなどの支援を受けることができます。

高齢化が進み、介護が必要な高齢者数が増加し、介護期間の長期化・重度化など介護保険制度の重要性は高くなっています。

みんなので支えましょう

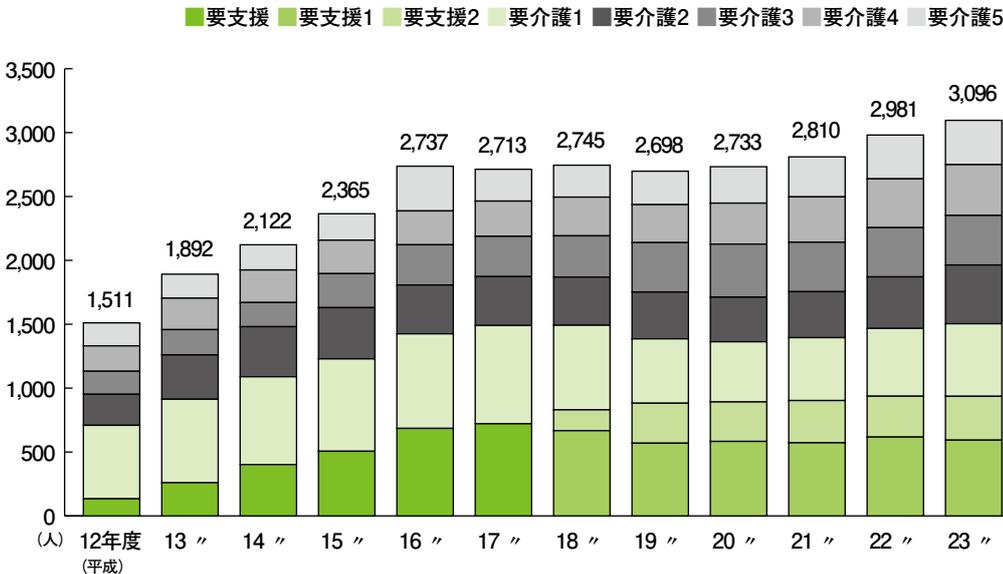
介護サービスの利用料は、1割が自己負担となり、残りの9割は保険料と税金から支払われます。

介護保険は、40歳から全員が加入する保険で、介護を受ける権利と保険料を支払う義務があります。事業の運営は市が行い、その財源は、40歳以上の人の保険料と国・県・市の税金です。



市の要介護・要支援認定者数の推移

市の要介護・要支援の認定を受けている人の数は年々増加しています。



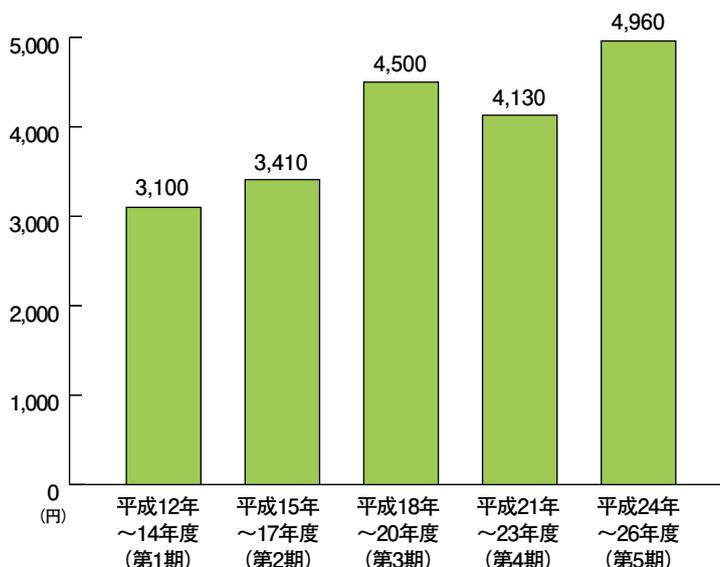
※平成18年4月の制度改正で、要介護度の区分が変更されています。

介護保険料が変わります

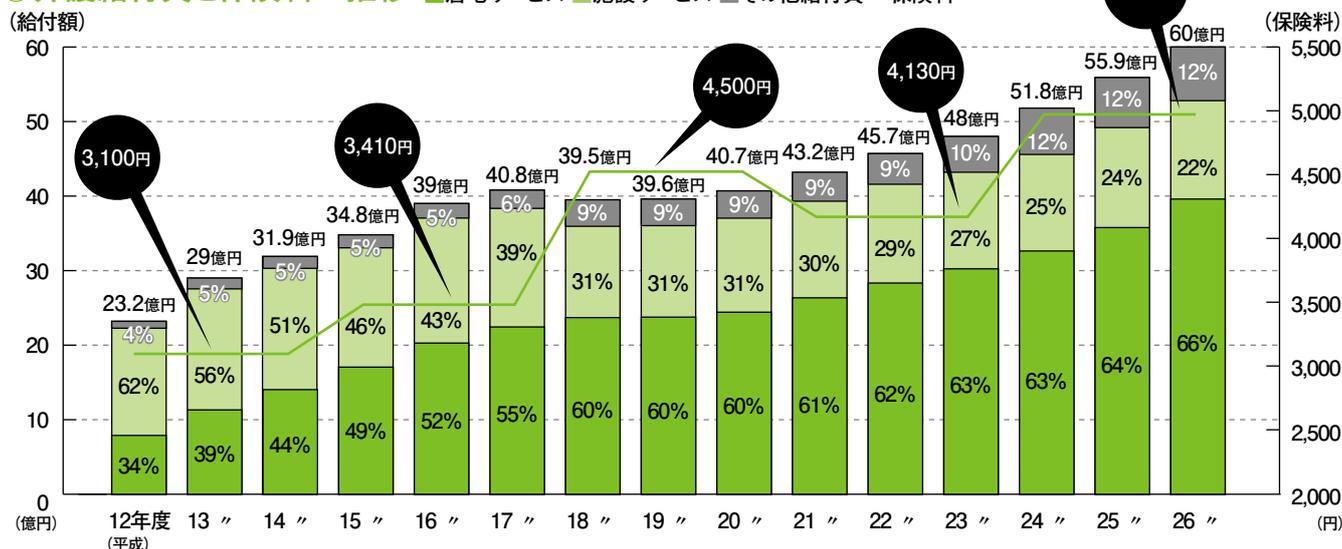
介護保険費用の増加に合わせて、納めなければならぬ保険料も高くなります。

平成24～26年度の介護保険料基準額は4,960円となり、介護認定者数の増加や介護の重度化、さらには有料老人ホームの増加による在宅サービスの利用増、介護報酬の引き上げなどの理由で、前期と比べ20%増加しました。また、65歳以上の介護費用の負担割合が20%から21%に上昇したことなどが主な理由です。

◎保険料基準額(円)

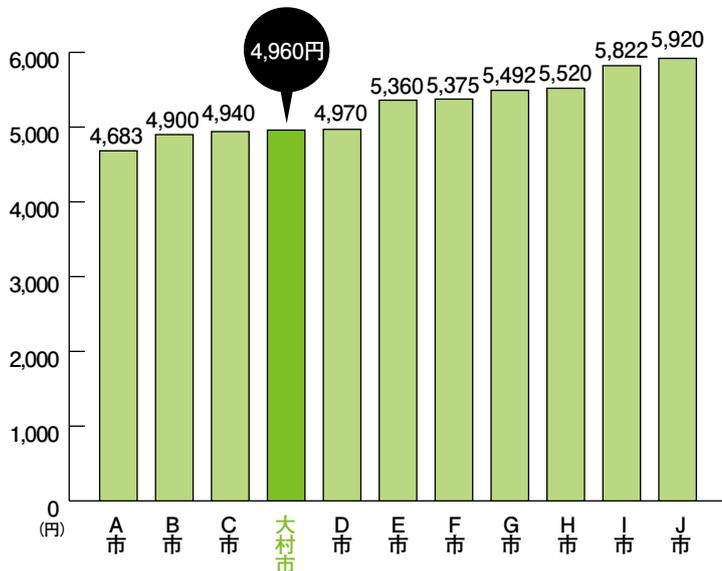


◎介護給付費と保険料の推移



※給付額の平成23年度以降は推計値です。

◎県内10市・1広域圏組合基準額比較



また、本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が220万円～500万円未満の人には、350万円の線引きを追加し、所得再配分機能を高めて中間層の負担調整を図りました。

低所得者対策として、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて80万円～120万円以下の人には、保険料率を引き下げて負担を軽くしました。

保険料段階をこれまでの9段階から11段階にし、負担能力に応じたきめ細かな設定に見直しました。

保険料の見直しについて

◎保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階で介護保険料を決める基準となる金額のことです。
 保険料は本人の所得や世帯の課税状況に応じて、段階的に決められています。

基準額(月額)
4,960円

$$= \frac{\text{市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(21\%)}}{\text{市の65歳以上の人数}} \div 12\text{か月}$$

●26年度まで(第5期)の月額基準額は、4,960円です。(前期比830円の引き上げ)

●保険料は、介護保険事業計画の見直しに合わせ3年ごとに設定され、基準額をもとに各段階が決まります。

※1 老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人で、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 保険料/年は、基準額に保険料率を乗じて得た金額(10円未満切捨て)をもとに算出。

所得段階	保険料率	※3 保険料/年(月額)
第1段階	基準額×0.5	29,760円(2,480円)
〃 2 〃	〃	29,760円(2,480円)
〃 3 〃	基準額×0.65	38,640円(3,220円)
〃 4 〃	〃 ×0.75	44,640円(3,720円)
〃 5 〃	〃 ×0.85	50,520円(4,210円)
〃 6 〃	基準額	59,520円(4,960円)
〃 7 〃	基準額×1.10	65,400円(5,450円)
〃 8 〃	〃 ×1.25	74,400円(6,200円)
〃 9 〃	〃 ×1.5	89,280円(7,440円)
〃 10 〃	〃 ×1.55	92,160円(7,680円)
〃 11 〃	〃 ×1.75	104,160円(8,680円)

定員▼50人

電動アシスト自転車の購入費補助を受ける
 際に、この講習会の受講が必要です。
 と き ▼6月13日(水)
 講習会 ▼午後1時15分〜2時30分
 申込方法 ▼担当課窓口または、はがきに、参加者の氏名・住所・生年月日・連絡先

安全運転講習会の参加者を募集します

補助額 ▼電動アシスト自転車購入費の3分の1以内(円未満切捨て)
 ※限度額：2万円

電動アシスト自転車の購入費を補助します
 電動アシスト自転車を購入する高齢者の人に購入費の一部を補助します。
 対象 ▼本市に住所を有し、次の全てに該当する人

- 65歳以上
- 市税の滞納がない人
- 防犯登録、TSマーク
 付帯保険への加入
- 市内のBAAMARKのある
 新車を扱う販売店からの購入を予定している人
- 安全運転講習会の受講

※申請後、補助が決定してから購入してください。



介護保険料

65歳以上の人の介護保険料

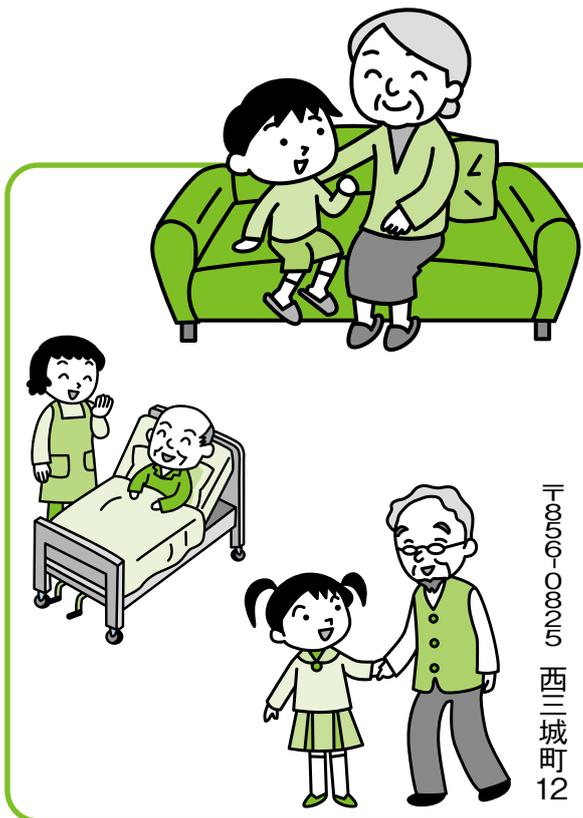
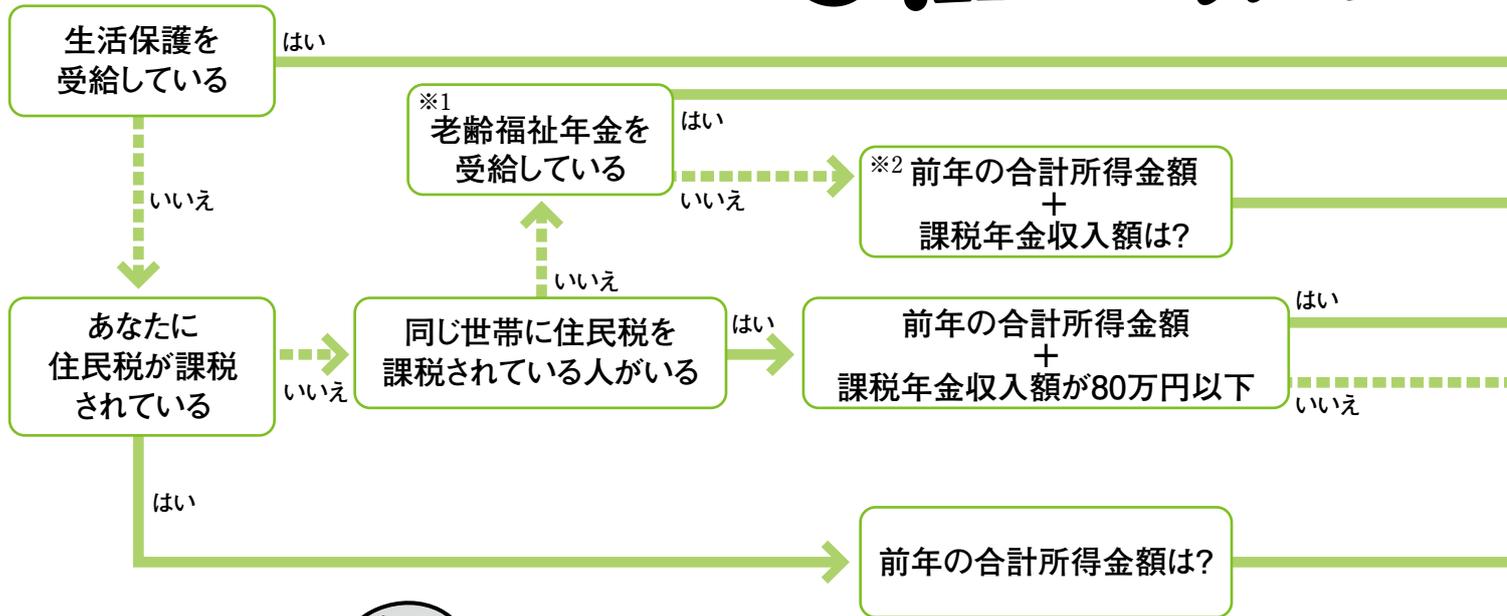
(第1号被保険者)

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。



介護保険料の決まり方

スタート



■長寿介護課 ☎②7301
〒850-0825 西三城町12

第1回介護技術講習会
 専門講師の講話と介護の実技講習です。
対象▶要介護者を在宅で介護している人、または介護する可能性のある人
と き▶6月17日(日) 午前10時～正午
と ころ▶総合福祉センター
申込方法▶担当課窓口または、はがきに参加者氏名・住所・連絡先
申込期限▶5月25日(金)
定 員▶20人

申込期限▶5月31日(木)
 ※受講者へは後日、場所などの案内を送付します。